

あかぎ通信 No.16

あかぎ会議(第18回)を開催

令和7年8月28日(木)に前橋市赤城少年自然の家において「あかぎ会議(第18回)」を開催しました。

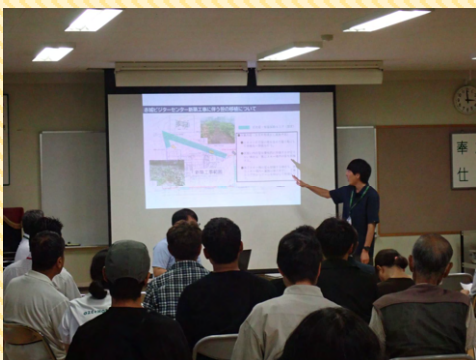
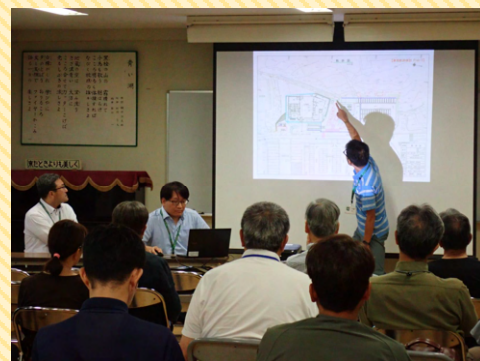
当日は、地元と自然環境団体等の方々30名にご参加いただきました。

あかぎ会議(第18回)の概要

日 時：8月28日(木) 14:00～15:30
場 所：前橋市赤城少年自然の家
(研修室)
参加者：13名(地元の方々)
17名(自然環境団体等の方々)

- 1 開会・挨拶
- 2 旧赤城山山頂駅改修工事について
- 3 赤城VC駐車場設計の最終案について
- 4 大沼北岸トイレの設計について
- 5 大沼湖畔への車両乗り入れについて
- 6 その他情報提供

会議の様子





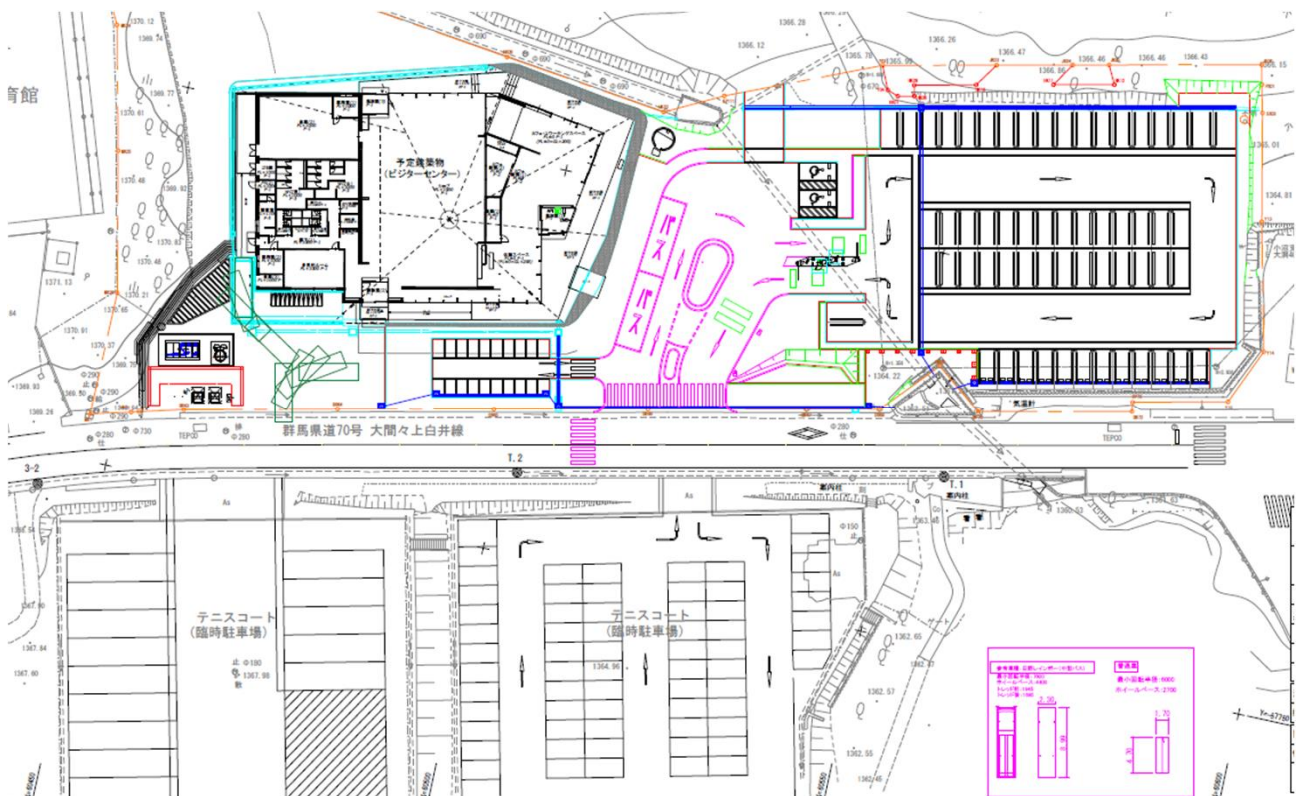
旧赤城山山頂駅改修工事について

- 株式会社ほぼ日より以下のイメージパースを用いて概要を説明。
- 11月初旬にはプレオープン予定。 ⇒会議後、11月1日（土）αオープン決定。



赤城VC駐車場設計の最終案について

- 赤城VCの駐車場設計図最終案について説明。



【会議概要】

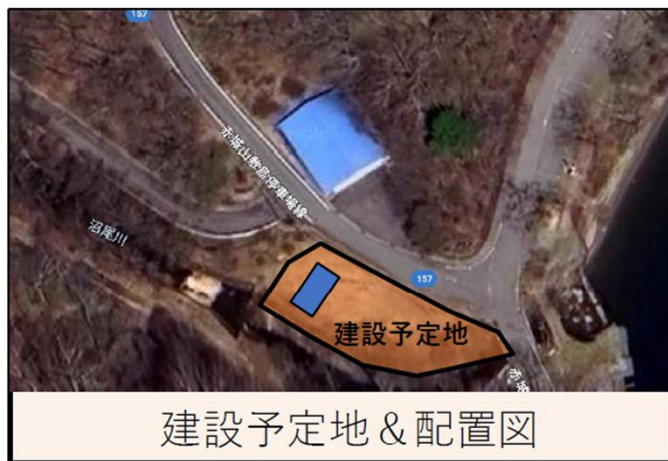
【赤城VC駐車場設計に関する質疑応答】

- ・ スキー場側への通過はできるのか。
⇒ 歩行者は通行可能。また、ロータリーから関係者車両が通行できるようにする予定。
- ・ 県道に歩道はできるのか。
⇒ 県道は改良しないので歩道はできないが、駐車場敷地内の歩行者同線は設けている。
- ・ 横断歩道の位置は案に位置で確定か。
⇒ 建物の位置や動線を考えると案の位置が最適と考えている。
また、横断歩道の新設に際して既存の2つを廃止するよう県警から指示を受けている。
- ・ 除雪後の雪はどこに持って行く予定か。
⇒ 駐車場北の県有地を予定しているが、対応しきれない場合は敷地内に置き場を設ける。
- ・ ロータリーの雪はどうするのか。
⇒ 第3スキー場側に持って行く、川に落とす、飛ばす等の方法が考えられるが、それぞれ課題等もあると思うので、運営しながら考えていきたい。

大沼北岸トイレの設計について

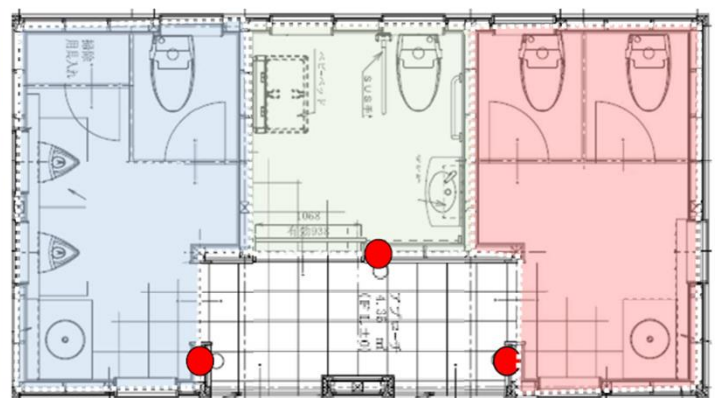


- ・ 大沼北岸トイレについては現在設計を進めており、来年度に新設工事を実施予定。



■ 新設トイレ ■ 敷地範囲（舗装予定）

● トイレチップ回収箱



男子トイレ
小便器：2
大便器：1
手洗い：1
掃除用具入れ

多機能トイレ
大便器
手洗い
ベビーベッド

女子トイレ
大便器：2
手洗い：1

【大沼北岸トイレの設計等に関する質疑応答】

- ・ 北岸トイレチップの回収は誰が対応するのか。
⇒ 小沼駐車場トイレと同様の対応としたい。今後新設・改修するトイレについては、基本的にトイレチップの回収箱を設置していきたい。
- ・ 北岸トイレの内装等の材質は何をを考えているか。
⇒ 便器は陶器、床は水洗いができる材質で検討を進めている。
- ・ 陶器便器は割れる、床タイルは剥がれる等の懸念があるのでその点も踏まえて検討してほしい。
⇒ 床については、塗り床等の工場で使用されている材質も検討したい。
- ・ 窓はつく予定か。
⇒ 北岸トイレに窓はつける予定。
別件だが、小沼駐車場トイレについても水洗化及び換気設備更新に係る改修工事を予定している。水洗化に際しては、井戸を掘って地下水を利用する予定である。
- ・ 小沼駐車場トイレの地下水利用についてだが、小沼から覚満淵につながる地下水脈があるので、何かしらの影響が出ると思う。雨水や雪解け水での対応はできないのか。
⇒ 雨水は不純物等も含んでいるため、配管がすぐに劣化してしまうことや供給量が安定しないこと等の課題があり、対応が難しい。小沼トイレでの水の利用量は一般家庭と同程度を想定しているため、大きな影響は出ないと考えているが、小沼・覚満淵等への影響を確認しながら検討をすすめたい。



大沼湖畔への車両乗り入れについて

- ・令和6年度の景観ガイドライン策定WSでも議題に上がった大沼湖畔の車両乗り入れについて、今年度に入り大沼の水位低下に伴う新たな課題（元宮への車両侵入等）が確認されたため、改めて関係者で意見交換を実施した。

【大沼湖畔への車両乗り入れに係る意見交換】

- ・湖畔にかなり近い位置に車が乗り入れているので、急に雨が降った時は危ない。（地）
⇒トレッカーズカフェの目の前までは河川区域に含まれており、現在の湖畔から数mはいつ河川が増水するかわからない範囲である。そのような点も踏まえ、実証実験的にトレッカーズカフェ手前（湖畔の反対側）の駐車場から湖畔側へ行く道を塞ぐ車両の乗り入れ規制やってみたいと考えているがどうか。（県）
 - ・カヌーやワカサギ釣り等の利用者は荷物運搬で湖畔沿いに駐車する必要がある上、商店街周辺の駐車場不足問題もあるので、その状況で全面禁止するのはどうなのか。（地）
⇒覚満川を挟んで北側も建物の前まで河川区域だが、車両乗り入れは必須か。（県）
→必須である。特に冬はワカサギ釣りもあるので乗り入れ禁止にはできない。（地）
 - ・湖畔景観を整えたいのは主に夏なので、夏のみ試験的に実施するのはどうか。（県）
⇒夏は駐車場不足問題がある。おのこ駐車場とあかぎ広場は週末には満車になっている。朝から登山者が停めるので午前の早い時間からおのこ駐車場等は埋まっている。商店街の経営には駐車場が必須である。（地）
 - ・商店街が重要視している利用者は誰か。湖畔のみの利用者も含まれるのか。（県）
⇒湖畔に駐車する人達は冬場のワカサギ釣り利用者を除き商店街はほとんど利用しないので、夏に試験的に実施してみるのはありだと思う。ただ、ルールや罰則をどう整備するのが重要となる。（地）
→関係車両は通行できるように可動式の柵で通路を塞ぐことを考えている。（県）
 - ・覚満川南側の店舗は直接影響が出るが、実施しても問題ないか。（県）
⇒今すぐ実施してもらっても問題ない。（地）
 - ・夏場に試験実施する方向で、前橋市等の関係機関と相談を進めたい。（県）
- ・会議終了後、地元関係者・関係機関と協議を行い、今年度は以下のとおり10月～11月に元宮方面への侵入を防ぐように可動式の柵を設置し、地元側で最適な運用について検討していただくよう依頼した。
 - ・来年度の運用については、引き続き関係者協議を行いながら検討する予定。



大沼湖畔車両立入禁止に係る実証実験

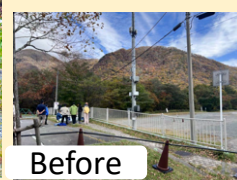
- ・禁止区域：赤城神社元宮周辺区域
- ・禁止期間：令和7年10月1日～11月30日
- ・規制方法：立入ができないように3箇所（★）に柵を設置

<設置柵>



その他情報提供

- (1) 赤城VC工事に伴う第3スキー場からの笹の移植等について
- ・ 赤城VC工事に際し、第3スキー場に根付いている笹を建物周りや駐車場に移植することを検討している。
⇒ 笹はダニが多いので来客施設付近への移植は好ましくない。
⇒ 駐車場には移植せず、建物裏側のみ土留めとして移植したい。
 - ・ 前回の会議で相談した旧VC周辺の水芭蕉は移植先が見つからなかったため、県で処分したい。
- (2) 啄木鳥橋工事進捗状況について
- ・ 中間検査時に安全性や維持管理について指摘があり、その対応等で1か月程度工事が遅れたため、10月中には完成しない見込みだが、雪が降る前には完成させたいと考えている。
 - ・ 完成した際は、関係者向けになると思うが渡り初め式等の対応を検討したい。
- (3) 小沼駐車場トイレ便槽内バイオ材入替について
- ・ 今年度は利用者が多く、8月時点で汚泥がいっぱいになってしまったため、本日バイオ材の入替作業を実施している。
 - ・ 今年はあと1回しかバイオ材の入替ができないので、冬季閉鎖前に溢れそうになった場合は順次個室を閉鎖する等の対応を行いたい。
- (4) 熊の出没情報共有依頼について
- ・ 今年度ビジターセンターが閉鎖しているため、県HPで周知を行っている。
 - ・ ビジターセンターがない都合で、出没に関する情報提供もあまり受け取れていないので、地元が把握した出没情報があれば、県に提供願いたい。
- (5) 県立赤城公園のPR動画撮影について
- ・ 県立赤城公園をPRするための紹介動画を制作予定。制作した動画は赤城VCのデジタルサイネージや群馬県公式YouTube等で放映予定。
 - ・ 撮影期間は令和7年8月下旬～令和8年6月頃を予定しており、主要な観光地やアクティビティの様子等を手持ちカメラやドローンで撮影する予定。
- (6) 景観GL塗装WSの実施予告について
- ・ 昨年の景観ガイドライン策定WSでも話が出たガードレール等の塗装実験WSを実施する方向で検討を進めている。別途案内するのでぜひ参加してほしい。
- ※R7.10.20に大洞駐車場フェンス塗装WSを実施済み。



その他情報提供

(7) グランドデザイン策定若者向けWSの実施予告について

- ・基本構想のフェーズ2・3における民間投資の獲得に向け、県立赤城公園が目指す姿をグランドデザインとしてまとめたいと考えている。
- ・継続的な維持管理という観点から、今後を担う可能性のある若者からの意見を収集するためのWS実施を検討しており、その際には地元の意見を聞く機会等を設けたいと思っているので、ぜひ協力をお願いしたい。

※R7.10.10（事前学習）、10.28～29（地元意見交換等）11.7（発表会）のスケジュールで実施中。



(8) 老朽空き家解体補助金について（前橋市観光政策課）

- ・景観ガイドラインでは不要物の撤去等が推奨されていることを踏まえ、老朽空き家解体に活用できる補助金について紹介。
- ・詳細は前橋市HPで確認可能。※R7年度の申請受付は終了済み。

前橋市老朽空き家解体補助金

< 建築住宅課空き家利活用センター >

補助対象 （右記すべてに該当）	① 居住していた者がいなくなってから概ね1年以上経過した戸建ての住宅（店舗併用住宅を含む） ② 昭和56年5月31日以前に建築された空き家 ③ 市内の事業者が行う工事 ④ 申請者は次のいずれか ア 空き家の所有者で、解体しようとする者 イ 空き家の所有者の法定相続人で、解体しようとする者 ウ 空き家の所有者から承諾を得て解体しようとする者
補助金額	① 解体工事費用（税抜）の3分の1以内で上限25万円 ② 居住誘導区域加算（千代田町は法人申請可） 居住誘導区域へ居住する場合、5万円
受付期間	令和7年4月3日～令和8年1月30日 <u>※ただし、受付期間中であっても令和7年度の予算に達し次第、受付を終了します。</u>